

令和 5 年 4 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 4 月 2 8 日

長野県安曇野市農業委員会

令和５年４月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和５年４月２８日

○会議の日時 令和５年４月２８日 午後 １時３０分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（２４名）

１番	池 上 洋 助 君	２番	矢 淵 一 良 君
３番	甕 信 君	４番	岡 山 きみ子 君
５番	田 口 博 之 君	６番	井 口 勝 也 君
７番	三 枝 守 和 君	８番	上 條 弘 勝 君
９番	平 川 邦 夫 君	１０番	長 崎 要 君
１１番	山 田 太 一 君	１２番	海 川 信 義 君
１３番	藤 原 光 弘 君	１４番	中 村 洋 子 君
１５番	丸 山 隆 也 君	１６番	川 上 辰 昇 君
１７番	請 地 康 仁 君	１８番	笠 原 哲 雄 君
１９番	降 幡 修 二 君	２０番	浅 川 増 行 君
２１番	渡 辺 正 幸 君	２２番	塚 田 善 久 君
２３番	佐 原 悦 司 君	２４番	中 島 完 二 君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮 沢 英 昭 君	事務局次長	松 島 弘 泰 君
事務局員	岡 田 央 樹 君	事務局員	二 村 絢 美 君
事務局員	沖 和 義 君		

○議事日程

- １ 開 会
- ２ 会長あいさつ
- ３ 農業委員会憲章唱和
- ４ 議長着任
 - （１）出席者数の報告
 - （２）議事録署名人の指名
- ５ 議 事
 - （１）議案第１号 農地法第３条許可申請審議
 - （２）議案第２号 農地法第４条許可申請審議

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

(4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議

(5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転

(6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定

(7) 議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議

(8) 議案第8号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について

6 協議事項

7 閉 会

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

春の農作業も大変お忙しいところではございますが、それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、定例総会に先立ちまして、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、大変ご苦勞さまでございます。

さて、この天気が荒れ模様で、この25日には大きな凍霜害が発生したわけでございますけれども、周辺地区合わせて合計で1億7,000万円の凍霜害が出たようでございます。内訳を見ますと、松本が1億4,500万円、安曇野市が1,500万円と大分差があるわけですが、松本は範囲が広いから、これは致し方ないと思っております。

そして、安曇野市の場合は、農林部の農政課でいつも霜予報を随時出しているわけです。ですから、果樹など今年は、まだまだ5月の連休終わるぐらいまで霜のほう心配だなということがあつたものですから、果樹の霜予報をぜひお聞きになって、参考にさせていただいて、できる限りの霜対策の予防をしてほしい、そんなふうに考えるところでございます。

さて、明日からゴールデンウィークに入るわけでございます。1日、2日休むと9連休という大型の休みになるわけでございますが、我々百姓は、これから農業のほうで大変忙しいわけです。既に田んぼに水が入ったところも見受けられますし、これから皆さんも、この5月の連休には田植の準備で大変忙しいことと推察申し上げます。

ところで、大型機械を扱う上で、農機具による事故が、これいつも話題になりますけれども、農機具による事故の一番多いのは刈払機による事故だそうです。だけれども、これは命に直接障るような事故じゃないもので、あまり大騒ぎにならないですが、トラクターの横転、この横転はもう直接死亡事故につながるということで、農作業における死亡事故のトップは

トラクターの横転による事故だそうです。これからトラクターを頻繁に使うときもあると思います。どうか坂の上り下りには十分気をつけてやってほしいと思います。

そして、あと、この5月8日から新型コロナウイルスが第2類から5類のインフルエンザ相当の形に引き下げられるわけでございます。安曇野市の農業委員会のほうでも、以前のような活動をしていくということに話ができております。それで、いろんな形の打合せだとか会合だとか、そういうのも従来どおりにこれからなっていくと思います。さらに、経済活動もこれから活発になるというふうに思っているわけでございますが、非常に期待をしているわけでございます。どうか、これからあと1年ちょっとばかりでございますけれども、最後、一生懸命やって、農林水産省の締めつけが結構きついわけでございますけれども、その中でも一生懸命やっていきたいと思いますので、どうかよろしくどうぞお願いいたします。本日は、よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） ありがとうございます。

本来であれば農業委員会憲章の唱和を行うところでございますが、新型コロナウイルス感染症防止の対策といたしまして、省略をさせていただきます。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いします。

○議長（中島完二君） それでは、ただいまから令和5年4月安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。

まず、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。異議なしとの声がありました。井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律及び安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

23番、佐原悦司委員、1番、池上洋助委員、以上の2人をお願いを申し上げます。

なお、本日の出席委員は24名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により13名の賛成をもって許可といたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

本日お配りした訂正表及び訂正の冊子になったもの、こちらをご覧くださいと思います。

まず、今回、議案第 7 号、第 8 号と追加になっておりまして、表紙が変わっております。

続きまして、当初お配りした議案集の 3 ページの受付番号 11 番になりますが、こちらの表のとおり農地区分と転用許可基準が訂正になります。

また、6 ページ、受付番号 52 番になりますが、こちら、農地区分がこの表のとおり訂正されます。

続きまして、議案第 6 号の利用権設定の 8 ページですけれども、集計表が差し替えになっておりますので、本日お配りした集計表が訂正後のものとなります。

9 ページ以下ですが、この表のとおり訂正されておりまして、25 ページ、26 ページは案件ごとの上段、下段ということで変わっております。

そして、議案第 7 号、議案の追加がありましたので、26 ページ以降、3 ページ分の番号が繰り下がっております。こちらのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

議案書の 1 ページをお願いいたします。受付番号 10 番です。

申請地は■、地目は田、面積が 281㎡です。受人の経営面積は 1,190㎡、渡人の経営面積が 1,436.38㎡です。

受付番号 10 番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号 24 番、図面番号 1 番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号 10 番の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 受付番号 10 番について事務局から説明いたします。

申請地は■から北東約 80m に位置します。

申請理由ですが、受人は譲渡人の耕作が困難であると考え、自己所有農地の隣接地である申請地を譲り受け経営拡大したい。渡人は申請地が譲受人の宅地に隣接しており、住宅に配慮した上で耕作が困難であるため、申請地を売却したい。

以上の審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、11番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号11番です。

申請地は■、地目は田、面積が7.47㎡です。受人の経営面積は1万4,639.72㎡、渡人の経営面積が5万1,179.47㎡です。

受付番号11番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号20番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました、続いて受付番号11番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 20番、浅川でございます。

受付番号11番につきましてご説明申し上げます。

当該土地につきましては、■の東に位置しております。

申請理由でございます。受人は渡人が農地の測量をしたところ、長年、自己所有地として認識していた土地が渡人の農地であったため、改めて取得したい。渡人は所有する農地の測量を行ったところ、受人の使用していた土地が自分の農地であることが判明したため、話合いの結果、譲ることとした。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、12番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号12番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,310㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万2,010㎡です。

受付番号12番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題ないことが確認されております。

委員番号23番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号12番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

受付番号12番についてご説明申し上げます。

申請地につきましては、■の東に位置しております。

申請理由につきましては、受人は住宅に隣接する申請地を取得し、農業経営を行いたい。また、渡人は譲受人からの申出により申請地を譲渡することとしたと。

以上、ご審議お願いをいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、13番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号13番です。

申請地は■、地目は畑、面積が470㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が470㎡です。

受付番号13番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題ないことが確認されております。

委員番号16番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号13番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○16番（川上辰昇君） 16番、川上です。

受付番号13番についてご説明申し上げます。

申請地は、■の東に位置しております。

申請理由につきましては、受人は申請地を譲り受け、家庭菜園として利用したい。渡人は相続により申請地を取得したが、市外に居住しており耕作が困難なため譲渡したいという理由があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、14番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 議案集の2ページをお願いします。受付番号14番です。

申請地は■、地目は畑、面積が2,500㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,500㎡です。

受付番号14番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号22番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号14番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

受付番号14番について説明します。

申請地は、■より南東へ約500mに位置しております。

申請理由、受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、妻が営む菓子屋で使用する農産物を耕作したい。渡人は相続により申請地を取得したが、市外に居住しており耕作が困難なため、譲渡したい。以上、審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、15番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号15番です。

申請地は■、地目は畑、面積が218㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万2,173㎡です。

受付番号15番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号15番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

受付番号15番についてご説明申し上げます。

申請場所は、■の南に位置します。

受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。渡人は申請地が自宅から遠く管理、耕作が困難であるため、申請地を譲渡したい。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、16番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号16番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計158㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が158㎡です。

受付番号16番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号16番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

受付番号16番について説明を申し上げます。

申請地ですが、■の南に位置いたします。

申請理由ですが、受人は自宅近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として利用したい。あと、渡人は高齢であり耕作が困難であるため、申請地を売却したいものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等がございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いいたします。受付番号10番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計536.1㎡です。申請内容は共同住宅、農地区分は第3種、則44-3、用途地域内、転用許可基準が原則許可です。

委員番号15番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号10番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

受付番号10番について説明をいたします。

申請場所は、■から西へ50mに位置します。

申請人は、住宅環境のよい申請地において共同住宅を建築したいという理由であります。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、11番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号11番です。

申請地は■、地目は畑、面積が95㎡です。申請内容は住宅敷地（通路）、農地区分は第2種、法4－6－2、その他の農地で、転用許可基準が法4－6本文、法4－6－2、位置的代替性がない場合です。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号11番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 20番、浅川でございます。

受付番号11番につきましてご説明申し上げます。

該当地は、■の北東およそ150mに位置します。

申請理由でございますが、申請人は申請地を住宅に出入りするための通路として転用し、利便性を図りたい。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、12番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号12番です。

申請地は■、地目は田及び畑、面積が計345㎡です。申請内容は住宅敷地、農地区分は第1種、令5－1、おおむね10ha以上の一団の農地で、転用許可基準が則35－5、既存施設の拡張です。

委員番号11番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号12番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

受付番号12番についてご説明申し上げます。

まず申請地についてですが、■から、南東、約1kmに位置します。

申請理由ですが、申請人は申請地を自宅敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのこと。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、13番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号13番です。

申請地は■、地目は田、面積が計336.47㎡です。申請内容は住宅敷地、農地区分は第2種、法4-6-2、その他の農地で、転用許可基準が法4-6本文、法4-6-2、位置的代替性がない場合です。

委員番号2番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号13番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

受付番号13番の説明をいたします。

申請場所は、■の南側に位置します。

申請理由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 4ページをご覧ください。受付番号1番です。

申請地は■、地目は田、面積が計6,210㎡、転用許可内容は、■、砂利採取(一時転用)で許可になったものです。

委員番号7番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、続いて受付番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番(三枝守和君) 7番委員、三枝です。

受付番号1番について説明いたします。

申請場所は■の東に位置します。

計画変更の概要ですが、申請人は、従業員が新型コロナウイルス感染症により欠勤したことや、退職者が相次いだことから、許可期日内に事業が完了しないため、4か月の期間を延長したいということです。審議のほうよろしくお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 5ページをご覧ください。受付番号48番です。

申請地は■、地目は田、面積が計630㎡です。申請内容は建売住宅2棟、農地区分は第1

種、令12－1、おおむね10ha以上の一団の農地で、転用許可基準が則33－4、集落接続です。

委員番号21番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号48番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

受付番号48番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■から東へ350mの場所に位置します。

申請理由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため、取得し建売住宅として販売したい。渡人は高齢であり農地の維持管理が困難となったため、受人からの申出を受けて譲渡したいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、49番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号49番です。

申請地は■、地目は田、面積が499㎡です。申請内容は住宅、農地区分は第1種、令12－1、おおむね10ha以上の一団の農地で、転用許可基準が則33－4、集落接続です。

委員番号24番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号49番の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 受付番号49番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から北東へ約700mに位置します。

申請理由ですが、受人は現在貸家に居住しているが、手狭になったため、子育て環境に適した申請地に住宅を建築したい。渡人は申請地を相続で取得したが、仕事をしており農地の管理ができないため、受人からの申出を受け譲渡することとした。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、50番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 受付番号50番です。

申請地は■、地目は畑、面積が309㎡です。申請内容は住宅、農地区分は第3種、則43-1、■からおおむね500m以内の水管等埋設道路沿道で、転用許可基準が原則許可です。

委員番号20番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号50番の説明をお願いいたします。

○20番(浅川増行君) 委員番号20番、浅川でございます。

受付番号50番につきましてご説明申し上げます。

該当地につきましては、■の北東約150mに位置し、先ほどの4条11番の申請地と隣接する土地でございます。

申請理由は、受入は現在借家住まいだが、安曇野市に定住したいと考え、申請地に住宅を建築したい。渡人は高齢の上、周辺を住宅に囲まれた農地を維持管理するのは難しくなってきたため、申請地を譲渡したい。以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、51番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 受付番号51番です。

申請地は■、地目は田、面積が計635㎡です。申請内容は従業員用駐車場、農地区分は第1種、令12-1、おおむね10ha以上の一団の農地で、転用許可基準が則35-5、既存敷地の拡張です。

委員番号20番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号51番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番(浅川増行君) 20番、浅川でございます。

受付番号51番につきましてご説明を申し上げます。

当該地は、■という■の東に位置します。

申請理由につきましては、借人は申請地に隣接する商業施設において従業員駐車場が不足しているため、申請地を農地転用して利用したい。貸人は借人からの申出を受け、申請地を貸すこととした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、52番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをご覧ください。受付番号52番です。

申請地は■、地目は田、面積が計2,695㎡です。申請内容は宅地分譲11区画、農地区分は第3種、則44－3、用途地域内で、転用許可基準が原則許可です。

委員番号20番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号52番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 20番、浅川です。

受付番号52番についてご説明申し上げます。

申請地は、■の北東に位置しております。

申請理由であります、受入は申請地周辺に商業施設や学校施設、市の■支所等があり、住居地域として販売が見込めるため、農地転用をしたい。渡人は申請地が住宅に囲まれているため、利用面での借手が見つからず農地の管理ができないことから、申請地を譲ることとした。

以上、審議のほどよろしく願います。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、53番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号53番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,253㎡のうち、9.5㎡です。申請内容は営農型太陽光発電施設一時転用、農地区分は農用地区域内農地、法5-2-1-イ、農用地区域内で、転用許可基準が令11-1-1、一時転用で農振計画に支障がないものです。

委員番号11番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号53番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

受付番号53番についてご説明申し上げます。

まず申請地についてですが、■の北に位置します。

申請理由ですが、借人は申請地でラズベリー栽培を行うのに際して、営農基盤の安定や土地の有効活用の観点から、農地上部に太陽光パネルを設置し営農を行いたい。貸人は高齢であり、農業を借人に引き継ぐ予定だったと。借人は収益基盤の安定化のため計画しており、貸すこととした。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

この太陽光発電設備というのが一時転用ということで申請されていますけれども、3年間ということですが、この3年の後はこの設備も一旦撤去するのでしょうか。それとも、どういう扱いになるのでしょうか。教えてください。

○議長（中島完二君） 事務局。

○事務局（二村絢美君） 事務局のほうから説明させていただきます。

こちらの申請ですが、今回の手続についても更新という形で、3回目の更新になっています。今回の、許可から3年間一時転用となりますが、終了期限が近づき延長する場合は、再度申請をし直していただくという形になります。

○5番（田口博之君） ということは、10年とか、その一定期間を許可するということではないのですか。

○事務局（二村絢美君） こちらも事務局のほうから説明させていただきます。

先ほど田口委員さんのほうから質問ありました10年間とかはできないのかということですが、基本は3年間ということになります。ただ、10年間できる場合もございます、それは、

転用事業者が認定農業者や新規認定農業者といった特別な場合に限り、転用期間が10年間というのが可能となっています。

以上です。

○5番（田口博之君） ありがとうございました。

○議長（中島完二君） そのほか、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、54番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号54番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,071㎡です。申請内容は駐車場、農地区分は第2種、法5-2-2、その他の農地で、転用許可基準が法5-2本文、法5-2-2、位置的代替性がない場合です。

委員番号3番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号54番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 3番、甕です。

受付番号54番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■から西へ約1kmに位置しております。

申請理由でございますが、借人は事業拡大に伴い駐車場が不足するため、現在駐車場として借りている土地を返し、より広い申請地を駐車場として借りたい。貸人は現在駐車場として貸している土地を利用したいため、返却をしてもらい、代替地として申請地を貸したい。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、55番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 受付番号55番です。

申請地は■、地目は田及び畑、面積が計261㎡です。申請内容は住宅、農地区分は第2種、法5-2-2、その他の農地で、転用許可基準が則33-4、集落接続です。

委員番号2番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて受付番号55番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

受付番号55番について説明いたします。

申請場所は、■から東へ約220mに位置します。

申請理由ですが、借人は現在貸家に居住しているが、手狭になったため、実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。貸人は借人から住宅建築の相談を受け、申請地を貸すこととした。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして皆さんから意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。
どうぞ。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川邦夫です。

ちょっと遡って申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。

農地法の3条のことですけれども、農地法3条の中で、受付番号12番から16番、これらの案件についてですが、こちら、受人の皆さんの経営面積が0㎡ということでございます。これにつきましては、この4月1日から農地法3条の下限面積の廃止といった条文がありまして、要するに多様な人への農地の取得が可能になったということで農地法が改正されましたもので、そういった部分の一事例であるということで、もしあるとすれば、これらの人は、どのようにして農業を本当にやるのかという面談なり確認なりしたかというようなことが、もしありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（中島完二君） 事務局で。

○事務局（松島弘泰君） 今のご質問ですけれども、本年、4月1日から下限面積が撤廃されるということで、昨年中から、農地取得といったことを考えている方は相談に見えているこ

とが多い状況で、今回5件の申請が上がってきました。今のところはほとんどが、大きな面積を一度に購入してという形ではなく、家庭菜園的に少し農業をやりたいといった案件になっています。これらの申請地で農業ができるかできないか、面積的なものからすると、家庭菜園的に使っていただくのであれば今のところ問題ないのではないかと判断がされたものと考えております。

○9番（平川邦夫君） では、全て農地法3条の廃止に基づく申請ということによろしいですか、これらの皆さんは。

○事務局（松島弘泰君） そうですね。今回の受人の経営面積が0㎡という方については、全て下限面積撤廃によるものになります。

○9番（平川邦夫君） 中には、1反3畝とか2反5畝とか、大きな方もいらっしゃるようですよね。これらの方は当然、ある程度、鎌と鍬だけじゃちょっと百姓はできないぐらいのイメージもありますけれども、これらの方も何かそういうものはありましたでしょうか。

○事務局（松島弘泰君） 3条申請をしていただくときに経営計画を出していただきますので、機械がどのくらいあるとか、こういったものを作るかといったことで、例えば、ちょっと今回面積大きいところの方も、お菓子の材料を作りたいとかという方もいらっしゃいますので、ある程度、計画、目的、はっきりしているということで許可というふうに判断されたと考えております。

○9番（平川邦夫君） それぞれに農業用機械があるわけですね。

○事務局（松島弘泰君） そういうことだと思います。もしくは、借りるというような形、それなりの計画が出ているということで審議をされたと思いますが。

○9番（平川邦夫君） 多分、私、■地域でも二、三件ちょっと問合せがありまして、私もちよっと悩んじゃって、市役所のほうに行きなとか農業委員会のほうに行ってちょうだいということもありましたけれども、私一人では審議はできないので、これからもこういうことが多分、多々出てくるかなと思ってはいますけれども、これ、やっぱりしっかりしていないと、例えば14番受付、2反5畝もありながら、何の機械もなく、じゃ何する、経営するお菓子屋さんには何か食材を提供するということは何となく見えていますけれども、何をするかということもありますし、まるっきり農業は素人の方がやっていると思いますので、この辺はやはりちょっと深く考えておいたほうがよろしいかなと思います。これから出てくる問題につきましてはという気がしますが、いかがでしょうか。

○事務局（松島弘泰君） ありがとうございます。

3条の申請を出していただいたときに、計画を見せていただきながら、例えば、一旦借りてみてはどうですかとかというご案内をさせていただくというのも一つの手だと思いますし、そういったことで、ちょっと今後については検討していきたいと考えております。

○9番（平川邦夫君） ちゃんとした計画書があるのですね、様式が、市のほうに、農業委員会のほうでね。

○事務局（松島弘泰君） 3条申請に関しては計画書を出していただくという。

○9番（平川邦夫君） その様式を使うわけだ。

○事務局（松島弘泰君） はい。

○9番（平川邦夫君） 分かりました。

○議長（中島完二君） この問題については、農業会議でも何回も議論されている問題です。

それで、望月会長が、これ下限面積撤廃になったために悪い方向に行きはしないかという懸念があるということで、例えば、不動産屋が土地を買って利益のために転売したり、そういうことをしたり、あるいは、農地を農業のために取得して農業をやると言ったけれども、それができなくなってすぐ辞めたり、そういうことのないように、どうにか規制をかけてという、そういうお願いを何回もしたつもりでございます。

その点、我々も当然そういうことを思っているわけでございますので、事務局で判断するだけじゃなくて、我々担当委員もそれなりに判断をして、ストップをかけるところはストップをかけると、そういう形でお願いをしたいと思います。よろしくをお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） それでは、次に議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）の審議でございますが、農業委員会法に関する法律第31条の議事参与の制限により、委員番号3番、甕信委員につきましては、一時退席をお願いいたします。

（3番 甕 信委員 退席）

○議長（中島完二君） それでは、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転についての決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は4,041㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年5月15日、法律関係は売買です。

整理番号2番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は2,377㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年5月15日、法律関係は売買です。

整理番号3番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は1,344㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年5月15日、法律関係は売買です。

整理番号4番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は2,596㎡、支払期限・

引渡しの時期ともに令和5年5月22日、法律関係は売買です。

整理番号5番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は4,972㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年5月15日、法律関係は売買です。

整理番号6番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計5,224㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年5月15日、法律関係は売買です。

以上6件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画を決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、ご説明いたします。公告日は令和5年4月28日です。

設定件数は、総数120件、42万1,463㎡、そのうち田が104件、39万717㎡、畑が16件、3万746㎡です。新規分については、総数58件、18万1,428㎡、そのうち田が48件、16万5,096㎡、畑が10件、1万6,332㎡です。

期間別設定面積等につきましては、1年から15年8か月までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりとなっております。

設定筆数は、総計295筆、田が273筆、畑が22筆となっております。

耕作者は67人、所有者が120人となっております。

利用権設定の一覧については、9ページから19ページとなります。

20ページから24ページは、農地中間管理機構の事業の一括方式分になります。

また、本日お配りした訂正の25ページ、26ページの利用権設定の一部訂正について変更理

由ですけれども、利用権設定の資料作成時においては錯誤のためということで、面積、氏名、地区、期間、それぞれ違っている部分がありまして修正いたしております。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）の設定について

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）の設定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、長野県中間管理機構に申出のあった権利移転の内容について、農業委員会としての要請の審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 本日お配りした訂正の27ページをご覧ください。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出の内容については、対象農地の地元農業委員会として、その権利移転等の内容が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し、権利の移転を速やかに行うため要請書を発出するというものであります。

内容につきまして、まず設定件数ですけれども、総計1件、4,628㎡、内訳は田が1件、4,628㎡です。

期間の設定と面積につきましては、期間が、当初農地所有者と機構が契約した年数の残存期間で4年8か月となっております。面積は総数と同面積、4,628㎡となっております。

設定筆数ですけれども、総計2筆、うち田が2筆です。

借受人については1名となっております。

28ページにつきましては、その内容の詳細となります。

今回の申出地が■地域ということであり、先般の■地域委員会では借受人について、その権利設定に対し、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し耕作等の事業を行うと認められること、また、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが確認されております。

説明については以上となります。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきましてご意見、ご質疑ございますか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとのご発言がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）について要請書を発出することといたします。

議案第 8 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

○議長（中島完二君） 次に、議案第 8 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等については、本日お配りした別冊資料になります。

最適化活動の目標については、令和 4 年 2 月 2 日付の農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」で定められ、最適化活動の目標の設定等の事務の実施を公表するに当たり、農業委員会で承認をいただき公表することとなりました。

内容につきまして、3 役地域長会議及び各地域委員会で最適化活動の目標設定等の協議をしていただきましたが、修正した箇所がございますので確認をお願いいたします。

本日の資料をめくっていただきまして、まず 1 点目ですが、様式の中の 1 枚目中段 2 の農家、農地等の概要の真ん中にある表の基幹的農業従事者数ですが、4,553 となっておりますが、こちらを、入力誤りがありまして、こうなっておりますが、2,718 ということで修正いたしました。

2 点目は、めくっていただきまして 2 枚目です。

（2）遊休農地の解消の②の A の A の表です。こちらの表ですけれども、面積、こちらも誤っております、19.8ha を 21.2ha に直さしていただきまして、これの 5 分の 1 の面積を入れるということでしたので、それに伴って 4.2ha と、この 2 行が変わっております。

3 点目ですけれども、3 枚目にいていただきまして、（3）新規参入の促進というところの①の表の対象年度ですが、令和 1 年から令和 3 年になっていましたが、令和 2 年から令和 4 年の数字を入れてくださいという農業会議からの指示がありまして、数字を直しております。

4 点目ですけれども、その下の②の表ですね。平均というところがありますが、こちら小数点第 1 位まで表示されておりましたので、表示するようにいたしました。

5 点目が、最適化活動の目標の（2）活動強化月間の目標設定ということで、今回、設定回数と内容、これを令和 4 年度の目標と、昨年度の最終的な目標と同じものにしてください

ということで指示がありましたので、取組時期10月から12月と2月、それぞれ強化月間の内容を詳細に記載しております。

それから、6点目がその下のほうですね。新規参入の相談会の参加目標の開催時期ですが、これは令和4年となっていたのですが、誤っていたので令和5年に修正させていただきました。修正点は以上となります。

本日、資料のとおり農業委員会として承認をいただきまして、県・国に報告するとともにこちらを公表していくということになります。

なお、県・国への報告後にさらに修正を求められることがありましたので、まだ、この点につきましてはちょっとご承知おきいただきたいと存じます。

○議長（中島完二君） ただいま、令和5年度最適化活動の目標の設定等の公表につきまして事務局から説明がありました。農業委員会として承認をいただき、公表を行いたいとのことですが、何かご意見ございますか。

どうぞ、田口さん。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

目標の設定2枚目のところに農家という文言が出ていますが、5年度から下限設定が撤廃されて用地を取得する人が出てくる状況ですけれども、耕作面積とか売り上げた額は、そういうもろもろのところは生じてきますけれども、具体的に今度は5年度、農家という定義を含めてどういう、具体的にこういう、この総数というのを入れていくか教えてください。

○事務局（松島弘泰君） ご質問いただきました。一応、下に直近の農林業センサス、または農業構造動態の調査に基づいて記入してくださいとあります。農林業センサスのほうで、農家、どのように定義されているかという、まず、農家というのは、調査期日現在で経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または経営農地面積が10a未満であっても、調査期日前の1年間における農産物の販売金額が15万円以上あった世帯をいうというふうに規定されておりますので、この規定の中で農家ということがカウントされているかと思います。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

じゃ、どちらかに該当すれば、農家という定義の下に、この数としてカウントされるということでしょうか。

○事務局（松島弘泰君） 今回のものは、農林業センサスを基に数字を出しなさいということですので、農林業センサスがそういうことでなっていれば、今言った条件になっていけば農家というカウントになるかと思います。

○5番（田口博之君） じゃ、今年度から平川委員からの指摘あったように、それも含めてどちらかに該当すれば農家ということでポイントされるということでしょうか。

○事務局（松島弘泰君） そうですね。これを見ていきますと、小面積であっても15万円以上の販売金額があればということになっておりますので、そういうことになるかと思います。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） そのほか、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり令和５年度最適化活動の目標の設定等を公表することといたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、議事進行ありがとうございました。それでは、閉会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） 安曇野市農業委員会４月の定例総会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 ３時０６分 閉会